

大分県報

平成二十八年
号外（二八）
九月三十日

（金曜日）

目次

規則

大分県税条例施行規則の一部改正……………一
証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の収納に関する条例施行規則の廃止等……………四

○規則

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十二号

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（用語）

第二条 この規則において「法」とは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）を、「令」とは地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）を、「施行規則」とは地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）を、「条例」とは大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）を、「事務所長」とは県税事務所長を、「事務所」とは県税事務所をいう。

2 この規則（第四十四号様式の三十三を除く。）において「国税徴収法」とは、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）をいう。

平成二十八年九月三十日

第三十二条中「第四十五条第三項に規定する」を「第四十五条第二項後段の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事務所の金銭出納員が条例第四十五条第二項前段の現金を領収する場合には、前項の規定にかかわらず、第二十九号様式の領収印を同条第二項後段の納税済印とみなす。第三十八条中「第五十七条第四項に規定する」を「第五十七条第二項後段の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事務所の金銭出納員が条例第五十七条第二項前段の現金を領収する場合には、前項の規定にかかわらず、第二十九号様式の領収印を同条第二項後段の納税済印とみなす。第二十号様式中

質権または抵当権設定年月日	譲渡年月日	年	月	日
---------------	-------	---	---	---

を

質権又は抵当権設定年月日	譲渡年月日	年	月	日
--------------	-------	---	---	---

に改める。

第二十二号様式中

債・性質・所在・その他 譲渡担保財産の名称・数

を

債・性質・譲渡担保財

大分県報号外（規則）

産の名称・その他	
処分の理由	

に於ける。

第三十一号様式から第三十一号様式の三六の欄中「下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。」や「下記滞納県税及び延滞金が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税等及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、下記財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成した。」に

納期限
・
・
・

納期限
督促等年月日
・
・
・
・
・
・

や

に於ける。

第三十号様式中「下記のとおり、滞納金額を徴収するため必要があるので、あなたが占有している滞納者所有の下記財産を徴税吏員に引き渡ししてください。」や「下記の滞納者は、下記財産の他に、換価が容易であり、かつ、下記滞納県税及び延滞金の全額を徴収することができる財産を有しないと認められるので、当該滞納県税等及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第58条第2項の規定により、あなたが占有している下記財産を徴税吏員に引き渡ししてください。」に於ける。

第三十八号様式中「下記の通り、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。」や「下記滞納県税及び延滞金が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税等及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなた（貴社）の下記財産を差し押えます。」に

納期限
・
・
・
・

納期限
督促等年月日
・
・
・
・
・
・

や

に於ける。

第三十一号様式中「下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押える。」や「下記滞納県税及び延滞金が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税等及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、下記財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成した。」に

納期限
・
・
・
・

納期限
督促等年月日
・
・
・
・
・
・

や

に於ける。

第三十一号様式中「下記のとおり、滞納金額を徴収するため、参加差押をしました。」や「国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。」に

「下記滞納県税及び延滞金が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税等及び滞納処分費を徴収するため、

既に滞納処分による差押えがされているあなた（貴社）の下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをしますので、同条第2項の規定により通知します。

納期限	納期限 督促等年月日
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・
・	・

第五十二号様式
「さきに差押えた下記滞納者の持分を払戻（譲受）してください。」
国税徴収法第74条第1項の規定により請求します。
「下記の滞納県税等及び滞納処分費を徴収するため、下記のとおり払戻し（譲受け）の予告を行った滞納者の持分について、その払戻し（譲受け）を請求します。」

払戻（譲受）請求をす る持分の種類及び口数	
--------------------------	--

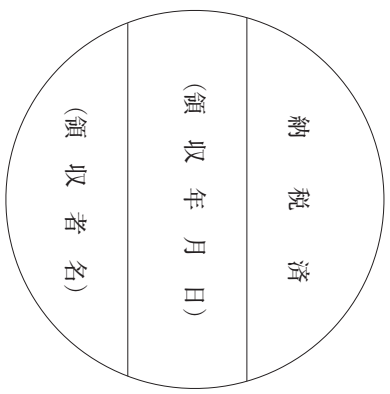
払戻（譲受） る持分の種	
-----------------	--

類及び口数 請求をす		円
処分の理由		

第五十四号様式の三十号「地方税法により準用される」
「排気量」 「総排気量」
第五十六号様式の「総容積」 「定格出力」 「低燃費車の取得に係る」 「課税標準の」 「30万円又は15万円」 「控除額」

2 受けない	円
表示欄 証紙代金収納印	円

「2 受けない」
第五十六号様式の六を次のように定める。
第56号様式の6（第32条、第38条関係）



附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第二条、第二十号様式、第二十二号様式、第三十一号様式から第三十一号様式の三まで、第三十六号様式、第三十八号様式、第四十一号様式、第四十一号様式の八、第四十二号様式及び第四十四号様式の三十の改正規定は、公布の日から施行する。

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の収納に関する条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十三号

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の収納に関する条例施行規則を廃止する等の規則

（証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の収納に関する条例施行規則の廃止）

第一条 証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の収納に関する条例施行規則（昭和四十七年大分県規則第二十九号）は、廃止する。

（大分県事務委任規則の一部改正）

第二条 大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の県税事務所の長の部の二の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。